

第二百五号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三号イ及びロ中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二条の四第一号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二号中「の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第七条第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十七条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、再度の育児休業の取得に係る要件を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。